

憲政資料室前史 (上)

二 宮 三 郎

- | | | |
|--------------------------|-----|----------------------|
| はしがき | 3 | その後の事業活動 |
| 序説 | 4 | 憲政史編纂会の終了 |
| 一 憲政資料室前史の概要と注記 | 第二部 | 貴族院五十年史編纂掛の沿革 |
| 二 憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の組織概要 | 一 | 貴族院五十年史編纂事業計画 |
| 第一部 憲政史編纂会の沿革 | 1 | 貴族院五十年史の編纂計画 |
| 一 憲政史編纂事業計画 | 2 | 尾佐竹猛氏の貴族院史編纂掛の構想 |
| 1 憲法発布五十年記念式典と憲政史編纂事業 | 二 | 貴族院五十年史編纂掛の編成 |
| 2 憲政史編纂会の設置 | 1 | 事務取扱規程と貴族院五十年史編纂掛の発足 |
| 二 憲政史編纂会の組織と予算 | 2 | 予算と囑託 |
| 1 組織規程と職員構成 | 三 | 貴族院五十年史編纂掛の事業活動 |
| 2 予算の変遷 | 1 | 貴族院五十年史編纂方針 |
| 三 憲政史編纂会の事業活動 | 2 | その後の事業活動 |
| 1 初期の編纂方針と活動状況 | 第三部 | 憲政資料室設立の経緯(以下次号) |
| 2 予算の増額と編纂10年計画 | | |

はしがき

国立国会図書館には、日本近代史研究の基本史料群として、憲政資料室所蔵の政治史料がある。明治以降の日本の政治史のなかで重要な役割を果たした政治家、官僚、外交官、軍人、実業家などが残した私的文書(例えば日記、書簡、覚書、執務資料等)のコレクションである。このほか近年は米国公文書館所蔵の膨大な量の日本占領関係資料をマイクロフィッシュに撮影して収集した。また異色の資料としては政治家の談話録音という音声による史料もある。私的文書の史料群としては質量ともにわが国最大のものであり、まさに政治史料の宝庫といってよい。すでに外国研究者も含め多数の日本近代史の研究者が、これらの資料を使って幾多の優れた研究業績を発表してきた。

収蔵する文書数は250家20万点、マイクロフィッシュは30万枚。現在、専門資料部政治史料課がこれらの資料の収集、保管、閲覧にあっている。

この憲政資料室が国会分館の片隅に開室したのは昭和24年(1949)9月1日のこと

である。すでに44年の歳月が経つ。しかし残念なことにその誕生の経緯については、もともと資料が少なかったうえに、それすらも散逸して次第に不明になりつつある。誤って伝えられたり、書かれたりしている点もある。

そこで本稿は、国立国会図書館における政治史料収集事業の出発点となった憲政資料室が設置されるにいたった経緯を、現時点でわかる範囲で整理し記録しておくことを目的としている。具体的には、憲政資料室の前身ともいべき衆議院憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の沿革と、両者とくに前者を継承して誕生した当館の憲政資料室の創設経緯を扱う¹⁾²⁾。

ただし筆者は元来日本近代史が専門でもなければ、憲政資料室に直接勤務したこともないので、憲政史編纂会や憲政資料室が日本近代史研究に果たした研究上の役割や、収集資料の歴史的意義などについて論ずる資格に欠ける。そこで本稿はもっぱらこれらの組織の制度的沿革を辿ることにして、こうした研究史あるいは史料史としての議論は、大久保利謙氏はじめこれらの組織に関与した研究者たちの座談会や論文に委ねることにしたい³⁾。

- 1) 国立国会図書館における政治史料収集の歴史およびその参考文献については二宮三郎「政治史料事務局沿革」『参考書誌研究』第37号（平成2.3）pp.22-25
- 2) 憲政資料室というのは閲覧室の名称であって、国立国会図書館の組織規定上の正式な名称ではないが、すでに40年以上にわたって事実上の組織単位の名称として一般に通用しているので、本稿でもそれに従う。国立国会図書館における組織と憲政資料室との関係については、同上 p.22参照。
- 3) 大久保利謙「憲政記念館と憲政資料室・国立公文書館——大正以降のわが国憲政史研究の回顧——」衆議院憲政記念館『憲政記念館の二十年』（平成4）所収 pp.1-20
大久保利謙「憲政史編纂会の憶い出——戦後近代史研究の先駆として——」『日本歴史』500号（平成2.1）pp.9-11
大久保利謙、聞き手伊藤隆・土田直鎮「私の近代史研究（続）」『日本歴史』405号（昭和57.2以下「昭和」略）pp.64-88
稲田正次・小西四郎・鈴木安藏・深谷博治・（司会）大久保利謙「座談会 維新史研究の歩み第6回——明治憲政史を中心として——」『日本歴史』251号（44.4）pp.78-103
「特集 憲政資料室の35年」『みすず』276号（58.8-9）pp.47-118
国立国会図書館政治史料課『大久保談話録音』第4回（62.1）、第5回（63.3）（未公開）

序 説

一 憲政資料室前史の概要と注記

国立国会図書館における政治史料収集の歴史は、衆議院憲政史編纂会の史料収集事業にその起源を持つ。この憲政史編纂会は、昭和13年の明治憲法発布五十年記念に向けて、その記念事業のひとつとして憲政史の編纂が計画され、そのための組織として

設置されたものである。貴族院についても同様の趣旨で貴族院五十年史編纂掛が事務局内に設けられた。この両組織はそれぞれの五十年史編纂のために史料の収集活動を行ったが、戦争の進展にともなってその活動が低下、ほとんど開店休業の状態となった。やがて戦後になって帝国議会の閉幕・新国会の誕生とともに事務局体制も一新され、新たに国立国会図書館が設立されたのを機会に、憲政史編纂会の収集史料は同館に移管された（貴族院五十年史編纂掛の収集史料の移管は後年のことに属し、しかも部分的移管であった）。

この頃、大久保利謙氏による「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」が国会で採択された。この請願の審査の際に、中絶していた憲政史編纂事業促進の気運が生れ、その担当としてにわかになつて国立国会図書館の名前が浮上するに至つた。

こうした新国会内の動きに対応して、やがて昭和24年9月1日、国立国会図書館国会分館に憲政資料室が開設され、先の移管史料は同室の所管するところとなつた。それとともに、多額の前算を得て明治期の文書史料の積極的収集活動を開始した。国立国会図書館としての政治史料収集事業の発足である。

この経緯は第一部以下に詳しく見ることにするが、この業務の継承に関して指摘しておきたい点がある。

第一に業務の性格の違いである。憲政史編纂会にせよ貴族院五十年史編纂掛にせよ、もとより貴衆それぞれの五十年史の編纂が目的であつた。史料の収集もそのためのものであつたことはいふまでもない。ただし実際は両組織とも史料の採訪に終始し、遂に歴史執筆に手を染めることなく終結した。

この事業を継承した国立国会図書館も、当初の考えでは、大久保請願およびその時の国会審議から明らかなように、貴衆両院それぞれの未完の議会史編纂の受け皿として予定されてゐた。史料の収集もあくまでも国会史編纂のための史料収集であつた。

しかし現実に憲政資料室が発足してからの業務は、国会史編纂という目的は消滅し、もっぱら憲政資料の収集自体を目的とした歴史文書館（アーカイヴス）として発展することになつた。

したがつて衆議院の憲政史編纂会および貴族院の五十年史編纂掛は、国立国会図書館の憲政資料室が継承したことになるが、両者の間には業務の性質に基本的な違いがあつた。両院の編纂事業は憲政史あるいは貴族院五十年史の作成が最終目的であるから、その意味で両院の編纂事業には終結点があり、史料の収集範囲にも一定の限界があつた。当然、史料の公開、一般利用などは考慮の外である。つまり名実ともに閉じた史料群であつた。一方国立国会図書館の憲政資料室は日本近現代史の歴史資料の収集それ自体が目的であつて、直接的にも間接的にもある特定の歴史編纂を目的としたものではない。また図書館としての機能から当然、収集した資料は公開して、一般研究者の自由な利用に提供することを前提としている。つまり開かれた史料群である。

第二に、収集史料の性格の違いである。憲政史編纂会の収集文書は、もちろん最良の史料であるが、修史のために編纂官の取捨選択が加わつた史料であり、またそのすべてが原本からの複写（毛筆またはペン書きの手書きあるいはタイプ）である。これ

に対し、憲政資料室のそれはほとんどが現物（原本）であり、また収集にあたって特定の取捨や編集をすることはない。

もっとも憲政史編纂会の収集文書が選択複写史料であることは、別に同会に限ったことではない。当時としては修史編纂事業一般がそうであったので、現在のように原史料そのものを収集保存する文書館の発想が、まだなかったままである。

第三に史料主義の問題に触れておきたい。憲政史編纂会は史料主義あるいは実証主義を基本方針に掲げて、関係史料の調査収集にすべての努力を注いだ。その収集範囲は官庁文書だけではなく政府要路者や自由民権運動家の個人史料にまで及び、その結果、多くの明治政治史の基本史料が初めて発掘されることになった。そのほか文書史料以外に関係生存者の談話録音を実施し、また当時は反古とされていた新聞雑誌記事にまで史料価値を認めて収集した。こうした研究方法と、それが残した成果によって、憲政史編纂会は「戦後近代史研究の先駆」となったのである¹⁾。

憲政資料室は先述のように史料の収集自体を目的とした別個の組織であるので、当然のことながら、こうした憲政史編纂会の史料調査の視点と方法とがそのまま憲政資料室に引き継がれたわけではない。しかし、その基底にあるところの、史料による実証と批判によって歴史の真実を明らかにしようとする史料主義の立場は、憲政資料室の史料収集の基本姿勢のなかにおのずと継承されたものと考えられる。こうした意味では、憲政資料室は単に憲政史編纂会が収集した史料の継承者であったばかりでなく、史料主義のエトスの継承者であったといえるであろう。

二 憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の組織概要

衆議院に付置された憲政史編纂会と貴族院事務局内に置かれた貴族院五十年史編纂掛は、それぞれ憲法発布五十年記念事業のための姉妹組織である。貴衆各院の独立制からいって別個に設置され、いろいろ異同がある。まとめて紹介しておこう。

	衆議院	貴族院
組織名	憲政史編纂会	貴族院五十年史編纂掛（貴族院事務局調査課所管）
構成	理事長（書記官長） 理事（書記官） 委員長（尾佐竹 猛） 嘱託 雇 タイピスト	嘱託（編纂長 尾佐竹 猛） 嘱託（調査課勤務うち1名編纂主任） 雇 タイピスト
通常職員数	委員長・委員・嘱託で約6-7名	嘱託（編纂長以下）約5-6名
予算（節約前の額）	憲政五十年史編纂諸費 5,000円（12-14 各年度） 15,000円（15-18 各年度）	貴族院五十年史編纂諸費 5,000円（13-14 各年度） 15,000円（15-18 各年度）
開設日	昭和12年5月25日	昭和13年11月14日

この表からわかるように、まず衆議院と貴族院では五十年史編纂のための組織原理が異なる。一方が事務局首脳と編纂職員双方が参加した委員会形式の自立的組織であるのに対し、他方は事務局調査課所属の嘱託の集合組織（掛）である。また貴族院のほうは発足が1年半も遅れている。

職員の規模はほぼ同数。予算も、衆議院には憲政史五十年史編纂諸費の名目で昭和12年度から18年度まで、貴族院には貴族院五十年史編纂諸費として13年度から18年度まで、途中3倍増を含み、まったく平等に同額が認められている。

予算総額は節約分を減額して衆議院は7年間で71,646円、貴族院は6年間で66,646円、両方で138,292円であった。

特異に思えるのが尾佐竹猛氏が衆議院貴族院双方の五十年史編纂の最高責任者に就任していることである。頭がひとつで、胴体がふたつ、という複合体制で、両院の独立制からいって、このような組織は珍しいことである。この体制によって尾佐竹氏は憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛を一体として運営することができた。

ただし両編纂組織のうち、史料収集活動においても、また憲政資料室への継承関係においても、憲政史編纂会のほうが遙かに大きな役割を果たした。そのために両院の五十年史編纂事業をまとめて憲政史編纂会で代表させることがしばしばある。

両組織の終末は、筆者は一応予算終了時の昭和18年度末と考えているが、廃止の正確な時期や具体的な手続については、なお不明である。ただし貴族院五十年史編纂の業務は、制度的には戦後の参議院時代まで継続した。

- 1) 大久保利謙「憲政史編纂会の憶い出——戦後近代史研究の先駆として——」『日本歴史』500号（平成2.1）pp.9-11

第一部 憲政史編纂会の沿革

一 憲政史編纂事業計画

1 憲法発布五十年祝賀式典と憲政史編纂事業

戦前の帝国議会は憲法発布を記念して3回祝典を開催した。毎回形式が異なる。第1回は二十年記念で、明治41年3月22日に貴族院談話室において祝賀会を開き、第2回は三十年記念で大正8年2月11日に青山権田原の憲法記念館（現在の結婚式場明治記念館）において祝賀会を開催した。第3回は五十年記念のときである。このときは五十年記念とあって、昭和13年2月11日に貴族院議場において大規模な祝賀式典を挙行した¹⁾。

この憲法発布五十年祝賀の際に、その記念事業のひとつとして憲政史編纂が決まり、そのための組織として憲政史編纂会が誕生した。

経過を述べると、祝賀式典に先立つ1年以上前の昭和11年12月19日、第70帝国議会の衆議院各派協議会において憲法発布五十年祝典が了承され、これを受けて翌年1月

15日の各派協議会で、民政8・政友7・昭和1・社大1・第二1の各派代表計18名からなる憲法発布五十年記念祝典委員の割当てを決定、20日その名簿の発表があった²⁾。

祝典委員会第1回会合は昭和12年2月22日議長応接室において富田幸次郎議長、岡田忠彦副議長出席のもとで開催され、式典を昭和13年2月11日に挙行することが決定、ついで2月26日の第2回会合において東武、田川大吉郎ら5名に小委員を委嘱した。同日開催された祝典委員による第1回小委員会において、記念式典、祝賀会の予定のほか付帯事項が検討された。

そのなかで憲政功労章の制定、議院〔ママ〕会館の建築、伊藤・板垣・大隈の3功労者の銅像の院内設置などと並んで、憲政史編纂が決定された。小委員会としては編纂事業に相当な日数がかかることを予定して、編纂委員の選定、編纂事務局の設置、継続予算の要求などの方針をもって臨むことを決めた³⁾。これが憲政史編纂事業を議会が公式に決定した最初である。

この決定を受けて3月9日の第3回小委員会では「憲政史編纂ノ件」として、

右ハ三十年史ノ如キ简单ナルモノナレハ一年間ニシテ編纂シ得ヘキモ、此際権威アルモノヲ編纂スル方針ニテ、三年或ハ五年計画トシテ所要経費ヲ政府ニ要求スルコト

と一層具体的内容が決定された。そのための憲政史編纂費としては1年1万5千円ないし2万円、これを3か年あるいは5か年継続するものと予定された⁴⁾。

ここにいう「三十年史」とは衆議院事務局『憲法発布三十年記念参考叢書第一篇 衆議院三十年史』（衆議院事務局 大正8年3月 385pp.）のことで、議会による最初の官版議会史である。

これらの決定から当時衆議院としては、憲政史編纂事業について(1)広翰で権威ある憲政史の編纂であること(2)完成期間は3ないし5年であること(3)そのために年1万5千円ないし2万円の支出をすること、などの点を考慮していたことがわかる。

同日に開かれた第3回委員会の席上でも、倉本要一委員（政友）が、五十年史は祝典当日配付されるのか、と質問したのに対し、田口弼一書記官長は「简单ナルモノハ格別、間ニ合ハヌコト、ナルヘシ」と答弁している⁵⁾のを見ても、事務局は最初から編纂事業の完成と祝典とは切り離して考えていた様子がかがえる。

ここで衆議院が考えていた「権威ある」憲政史とは、前記『三十年史』や戦後になって初めて本格的議会史として完成された大部の『議会制度七十年史』および『議会制度百年史』から見て、議会活動の議会毎の叙述、つまり会議録の抄録と立法・予算の成果を主内容とした議会回次順議会制度史といった種類のものではなかったかと想像される。

しかしながら関係者の回想によると、これとやや異なった事情があったようである。尾佐竹氏の片腕で編纂会の事務局長存在であった鈴木安蔵氏は、編纂会誕生までの経緯について、「最初衆議院で、おごなりの憲政史を編纂するという案が出たわけです。田口弼一書記官長が尾佐竹先生のところへ行って、これをやっていただきたいとあっていったわけです。最初の予算は、一年ぐらいというわけです。そのときに尾佐竹先

生が、向こうではそういうつもりでいるけれども、そんなばかばかしいことはもったいないから、できるだけ史料を中心に本格的なことをやりたいから、そう簡単に半年や一年ではできないということをいっておいた、というわけです⁶⁾と語っている。

また同様に、貴族院五十年史編纂に従事し、憲政史編纂会とも緊密な連絡のあった大久保利謙氏も「衆議院事務局にしても尾佐竹博士に適当な記念誌を書いてもらうぐらいの積もりで、学術的調査が必要だとは十分考えていたわけではなかった」⁷⁾と述べている。いずれも衆議院の事務局側は当初は極めて簡便に考えていたことを証言している。

後述するように、2月26日の祝典委員小委員会で憲政史の編纂が決定されてから、わずか3か月後の5月25日に憲政史編纂会が開設され、尾佐竹委員長のもとで事務を開始しているのであるから、それ以前に衆議院事務局と尾佐竹氏の間にはかなりの下交渉があったはずである。あるいはその段階では鈴木、大久保両氏のいうように事務局が安易な考えでいた可能性はある。そして小委員会での決定が比較的慎重な内容になっているのも、こうした尾佐竹氏の意見が反映された結果とも思われる。

しかしながら、小委員会での議事の経過や、その後における憲政史編纂会という書記官長直属機関の設置、7年間にわたる予算の支出などを考え合わせると、両院事務局も、両氏の強調するほど気楽には考えていなかったのではないかと思う。すくなくとも先例の『衆議院三十年史』を相当越えるものを想定していたことは確かであろう。ただし7年間にわたり総額7万円を支出しても憲政史の1ページもできないなどという結末になろうとはまったく想像していなかったに違いない。

2 憲政史編纂会の設置

昭和12年3月18日、昭和12年度追加予算として「憲政五十年史編纂」のための経費五千円が計上された⁸⁾。前記1年1万5千円ないし2万円の予定にくらべると3分の1ないし4分の1にすぎない。縮小の事情は不明であるが、これは準備費という理解であった⁹⁾。また12年8月7日の祝典委員会での報告で、貴族院も五十年史編纂に参加することになったので予算は1万円以上になるだろう、と説明されている¹⁰⁾ので、貴衆間の協同作業が予定されていたことがわかる。ちなみに先の伊藤・板垣・大隈の銅像3基分の予算は6万円、祝賀会費は2万円であった。銅像は議事堂内中央広間の三隅にいまなお健在である。

こうした経過を辿って同年5月25日、憲政史編纂会が衆議院事務局に置かれ、理事長は当時の衆議院書記官長の田口弼一氏、委員長には当時の憲政史の第一人者であった大審院判事尾佐竹猛氏を迎えて憲政史の編纂事業が開始された¹¹⁾。

編纂の事務は衆議院の院内委員室を仮用して開始し、そのため議会が開会するたびに事務室が転々するという不便を強いられたが、翌13年3月ようやく旧衆議院書記官長官舎（虎ノ門）に専用事務室を確保することができ、そこに移転した¹²⁾。

憲政史編纂会という組織のアイディアを誰が出したのか、またその委員長に誰が尾佐竹氏を選んだのか、そのへんの事情は一向に定かでない。

尾佐竹氏の人選については、大久保利謙氏が伝える大木操氏(当時衆議院議事課長、のち書記官長つまり第2代憲政史編纂会理事長)の話では「どうも誰がいいか、となるとさっぱり見当がつかない。法学博士、大審院判事の尾佐竹猛という人がその方面で有名だし、著書もあるからこの人に頼んではどうか」ということだったらしい。大久保氏も「当時の学界の状況からみて恐らくそんなことであったろう」と推定している¹³⁾。

尾佐竹氏にとってはこの話は歓迎であった。ここに大久保利謙氏による興味深い尾佐竹評がある。大久保氏は「失礼な推測だが」と前置きしてつぎのようにいう。

尾佐竹さんとしては、衆議院の憲法五十年記念という大事業ということで、二つ返事で引受けられたものらしい。先生はやはり官僚だし、議会の記念事業に参加ということを榮譽に感じられたのではないか。尾佐竹先生には、へそまがりのなところもあったが、半面、議会の仕事で、予ての抱負を実現させようと考えられたのではないか、つまり多年の苦心が、公的に認められたというね。当時、先生はいよいよ大船で乗りだすように大張りきりでおられた¹⁴⁾。

尾佐竹氏は明治大学出身の司法官で大審院の判事まで登りつめた人だが、大久保氏の言葉を借りれば、「好きな道のお道楽」であった明治憲政史の分野でも当時すでに大家として有名であった。この尾佐竹氏が憲政史編纂という国家的事業に寄せた期待はほとんど絶対的なものであって、そのために大審院判事の定年を数年残して退官したほどであった¹⁵⁾。

憲政史編纂会その後の活動と成果を考えた場合、尾佐竹氏を委員長に任命したこと自体がもっとも決定的な意味合いを持ったといえよう。

委員長以外の編纂委員は尾佐竹人事で決まった。

憲政史編纂会発足時のメンバーは、委員長尾佐竹猛、委員渡辺幾治郎、藤井甚太郎、嘱託鈴木安蔵、林茂、薄井福治、という顔ぶれであった。渡辺氏は宮内省の「明治天皇紀」の帝室編修官の仕事を終えて、尾佐竹氏ととくに委嘱されて編纂主任となった。藤井氏は文部省の維新史料編纂官からの参加であったが、渡辺氏を極端に嫌っていた金子堅太郎伯に遠慮して、憲政史編纂会にはほとんど出てこなかったし、協力もしなかったという¹⁶⁾。林氏は東大出たてで、史料調査の助手として参加した。

この編纂会の中心となって活躍したのが鈴木氏である。鈴木氏は『憲法の歴史的研究』(昭和8年)で発禁処分を受けたことのある当時のいわゆる左翼憲法学者で、尾佐竹氏に引っぱられて憲政史編纂会に入り、史料収集その他事実上企画事務局長として敏腕を振るった¹⁷⁾。しかし12年に刊行した『現代憲政の諸問題』で出版法違反に問われ、13年2月に憲政史編纂会嘱託を辞任した。ただしその後も尾佐竹氏の世話で、実質的に同じ勤務、同じ額の手当で憲政史編纂会の仕事を続けることができたという¹⁸⁾。

大久保氏はこの頃の編纂スタッフのことを「貴・衆両院の純官選事業でありながら、編集[ママ]委員は官学派ではなく純在野派であったのが面白い。会のメンバーはい

かにも自由な立場で新しく明治憲法の真相究明と取組もうとする活気に満ちていた感じがする。そういうところからこの編纂会は戦後の近代史研究へのつながりを持っていたといえるのである」¹⁹⁾と回想している。

いうまでもなく当時の議会は、天皇機関説・国体明徴問題で揺れたあと、二・二六事件から日中戦争へ時局が展開するなかでますますファシズム傾向を強め、やがて翼賛議会一色になった時代である。この状況のなかで、親軍派議員や官憲の圧迫を受けずに、尾佐竹氏のような大正デモクラシーの歴史家や鈴木氏のような左翼憲法学者がよく議会内部の職員に任命され、自由な史料収集と研究活動を通じて、自由民権運動や明治憲法史の先駆的業績を残すことができたものと思う。「中枢のなかに盲点があった」²⁰⁾と評すべきかもしれない。

編纂委員が官学派でなく純在野派であったということは、憲政史編纂会も貴族院五十年史編纂掛も私学出身者とくに尾佐竹猛氏と渡辺幾治郎氏の母校である明治大学と早稲田大学の出身者で占められたことによく現われている。のちに紹介する貴族院五十年史編纂掛を含めて両組織のメンバーについてその出身校を見ると、明治出が尾佐竹猛氏(憲・貴)、宗京奨三氏(貴)、霜尾裕一氏(憲)、早稲田出が渡辺幾治郎氏(憲)、深谷博治氏(貴)、小沢三郎氏(貴)である。主要スタッフの多くが、明治か早稲田のいずれかの出身者である。このほか雇(やとい)の職員もほとんど両大学卒業生で埋められた。

私学以外の官学出身者は、まず東大史学出身の藤井甚太郎氏(憲)である。同氏はもっとも官学派的と目されるが、先述の通り憲政史編纂会にはまったく非協力的であった。同じ東大出の大久保利謙氏(貴)は、官学派とは一定の距離があり、在野派に近いところがあった。中核的存在であった鈴木安蔵氏(憲)は京大出身であるが、全メンバーのなかでもっとも反権力的存在であったことはいうまでもない。そのほか林茂(憲、のちに貴)、薄井福治氏(憲)が東大出身であった。総じて両組織の官学出身者も在野的か、それに近かった。

こうして憲政史編纂会のすべてが尾佐竹委員長を基軸として回転しはじめた。

二 憲政史編纂の組織と予算

1 組織規程と職員構成

憲政史編纂会の組織は衆議院書記官長を理事長とする衆議院内の組織で、憲政史編纂会規程によって定められた²¹⁾。

憲政史編纂会規程

第1条 憲法発布五十年記念事業トシテ憲政史編纂ノ為メ衆議院事務局内ニ憲政史編纂会ヲ設ク

第2条 憲政史編纂会ニ左ノ職員ヲ置ク

理事長 1名

理事 若干名

委員長 1名
 委員 若干名
 書記 若干名

- 第3条 理事長ハ書記官長之ニ当リ会務ヲ管掌ス
 第4条 理事ハ理事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル
 第5条 委員長及委員ハ理事長之ヲ委嘱シ編纂ノ事務ヲ掌ル
 第6条 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

職員構成について若干の注釈をつけておこう。

(1) 理事長および理事は官職指定で、理事長は書記官長、理事は書記官(課長)。理事長は昭和13年4月2日までは書記官長田口弼一、それ以降は大木操。理事は議事課長および庶務課長。

(2) 委員長は尾佐竹猛、委員は渡辺幾治郎、藤井甚太郎。また嘱託には鈴木安蔵、林茂、薄井福治、霜尾裕一、片山国三郎などの名を諸資料に見出すが、正確な名簿と在任期間を確定することができない。

設立当初の委員長以下の職員名はすでに述べたが、いま昭和13年後半と推定される理事側も含めた全員名簿があるのでそれを紹介しておく²²⁾。

憲政史編纂会職員

理事長	大木	操	、	委員長	尾佐竹	猛
理事	大池	真		委員	藤井	甚太郎
	同	西沢	哲四郎	同	渡辺	幾治郎
				嘱託	林	茂
				同	片山	国三郎

(3) 規程2条の職員のうち書記は最初から置かれず、代わりに嘱託と雇が置かれた。庶務は嘱託のうちの1名の担当となっている。

(4) 職員の月手当は昭和14年度で例示すると、委員3名のうち1名が有給で150円、他の2名は無給である。嘱託は3名中1名が庶務担当で90円、他の2名は50円である。雇員は5名、うち45円1名、42円4名。ほかにタイピスト1名25円である²³⁾。

(5) 憲政史編纂会の職員数は、議会ごとに発行される衆議院事務局『衆議院報告』(第71—83回議会)所収の「職員各課配置表」の備考欄によって役職別に詳しい数がかかる。また断片的には年次別数字を憲政史編纂会資料から拾うことができる。前者の数字は議会ごとの職員数で、しかも会期中の最多数で集計してあるので実態の把握に不便である。スペースの関係もあり、いま後者の数字²⁴⁾を紹介する(ただし憲政史編纂会の総数としてはこれに理事長1、理事2を加えなければならない)。

昭和年度 委員長 委員 嘱託 雇員 タイピスト 計

12	1	2	3	2		8
14	1	3	3	5	1	13
15	1	3	3	8	2	17

昭和15年度は予算が3倍増になった年であるが、その後もほぼこの規模で18年度まで続いたことが前記「配置表」からわかる。

「配置表」では第83議会（昭和18年）を最後として憲政史編纂会の職員数の記載は消える。次項で述べるように予算面でも昭和18年度をもって関係費が打ち切られた。これによって憲政史編纂会は昭和18年度を最後に消滅したものと考えられる。

2 予算の変遷

憲政史編纂の予算は、衆議院経費の歳出臨時部にある「(款項) 憲法発布五十年記念諸費(目) 憲政五十年史編纂諸費」である。各年度予算を予算書によって辿るとつぎのようになる²⁵⁾。

憲政五十年史編纂諸費		
昭和12年度	5,000円	
13	5,000	250円節約
14	4,750	
15	15,000	750円 "
16	14,250	427円 "
17	13,823	
18	13,823	
19	-----	

(1) 昭和12年度予算の款項名は憲法発布五十年記念式典諸費。総額70,000円で、祝賀会費、銅像建設費を含む。うち憲政五十年史編纂諸費は5,000円である。

(2) 記念式典が終了したので、13年度以降は款項名を憲法発布五十年記念諸費と改め、憲政五十年史編纂諸費5,000円のみが継続して認められた。

15年度から一挙に3倍の15,000円に増額となった。内訳は庁費800円、内国旅費300円、雑給および雑費13,900円である。

(3) 昭和14年作成と推定される憲政史編纂会資料「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」によると、「憲政史編纂費ハ当初準備費トシテ僅ニ五千円ヲ計上セラレシ以来遂ニ増額ノ機ナカリシ」とあり、当初予算5,000円は準備費であったことがわかる。そこで本格的に憲政史編纂業務推進のために編纂会側は抜本的提案を行い、今後の10年計画を作成して、そのための人員増と予算増を要求し、昭和15年度から3倍の予算獲得に成功した（10年計画については後述する）。

(4) 憲政史編纂予算は、概略、前半3年は5,000円、後半の4年は15,000円をもって推移し、18年度をもって打ち切りとなった。7年間の総額は71,646円である。

三 憲政史編纂会の事業活動

1 初期の編纂方針と活動状況

惟フニ憲政史ハ従来僅々二三ノ私著アルニ止マリ、光輝アル憲政ノ歴史ヲ伝フルニ遺憾ノ点ナシトセズ。加之憲法制定以來年所ヲ経ルニ從ヒ、當時ノ關係者ハ次第ニ物故シ、關係史料亦漸次散逸スルノ虞アルヲ以テ、正確ナル憲政史ノ編纂ハ多年各方面ニ於テ急務トセラレタルモ、史料ノ蒐集經費ノ關係其ノ他ノ点ニ於テ各種ノ困難ヲ伴フアリ、到底個人ノ經營ニ期待シ得ザルガ故ニ、衆議院ニ於テ此ノ議アルヤ最モ其当ヲ得タルモノトシテ政界学界ヲ始メ各方面ノ注意ヲ喚起セルコト多大ナルモノアリタリ²⁶⁾。

これは創設後2年目の昭和14年7月に憲政史編纂会がまとめた「憲政史編纂事務状況ノ概要」と題する中間的業務報告書の冒頭の一節である。憲政史編纂会創設の目的と任務がよく集約されている。

この目的に沿って憲政史編纂会は当初5,000円の予算と委員長以下6人の職員(委員と囑託)をもって憲政史の編纂を開始した。

その際に採られた基本方針は明治以来のもっともオーソドックスな修史方法であった。つまり「史料ノ蒐集副本ノ作成ヲ以テ始マリ史料稿本ノ作成ヲ以テ大成シ史実ノ執筆編纂ヲ以テ完了スル」²⁷⁾ という段取りである。

現在のように複写機や写真機によるコピーなどという便利な方法があった時代ではない。また諸家が家蔵文書を外部に出すということは考えられなかったし、まして文書が書画骨董なみに売買の対象となることはなかった。

そこで編み出されたのが明治以降通例の修史編纂方法である。専門史家が調査選定した史料を所蔵者から借りだし、必要な箇所を指定、これを写字生に回す。写字生は一字一句違わないように筆写あるいはタイプして副本を作る。筆写が終われば台本(原本)は原所蔵者に返却される。その後副本を研校整理して史料稿本を作成、ついで歴史を記述編纂して完了する、という手順である。

この一般の定則に基づき憲政史編纂会はまず史料の収集とその副本の作成に当たった。同報告書に基づいて当時の事務の実際を見てみよう。

第一に憲法制定史料について、伊東巳代治、井上毅、西周、大木喬任、大森鐘一などの関係諸家の所蔵文書を渉獵採訪し、そこから収集した史料を概ね筆写によって複写して副本を作成した。報告書の昭和14年7月現在で副本作成を完了したものは、すでに346部422冊に達した。

第二に政党史議会史の史料として各種の政治運動参加者や議会人の名士を歴訪または招請して、その談話を速記録した。昭和13年4月の伊藤仁太郎談話録音を皮切りりとして、同現在までに尾崎行雄、市島謙吉、加藤政之助など13氏40回に及んだ。

当時、談話記録作成の点だけからいえば史談会という顕著な事例があるが、歴史研

究の一方または史料の一形態として、いまでいうヒヤリングあるいはオーラル・ヒストリーの手法を積極的意図的に採用したことは卓見と言わねばならない。これはまた、後年になって国立国会図書館の政治史料事務局が昭和36年以降に行った政治談話録音の走りでもあった。

このような史料収集副本作成に全力を注いだ結果、史料稿本作成は大幅に遷延するところとなった。しかし、稿本作成の準備として年表カードの作成に努めた結果、慶応3年から大正6年に至るもの6,150枚、これとは別に憲法定関係の慶応3年より明治22年に至るもの750枚、合計6,900枚作成したという。

同報告書は以上の過去2年間の業績を概括してから「或ハ多少ノ遺憾ナキ能ハザルモ少額ノ経費ト初年度ニ於ケル幾多ノ支障トニ比スレバ相当程度ノ事績ヲ挙ゲタリトイフモ過言ニアラザルベシ」と婉曲ながらもみずからを評価した。そして憲法定史関係はほぼ収集し尽くしたので、今後は政党史議会史に関する部門に努力する旨を報告した²⁸⁾。

2 予算の増額と編纂10年計画

憲政史編纂会としては少額の予算と少数の職員をもって「相当程度ノ事績」を挙げたにしても、現状のままに推移するならば、今後多大の年月を要することが明らかであった。そうなるに往時の関係者は漸次物故し、関係史料は亡失を免れず、ことに記念事業としての意義が失われてしまう。他方、急速に完成しようとすれば「勢ヒ孟浪杜撰ニ陥リ是亦記念事業トシテノ意義ヲ失ヒ徒ニ社会ノ嗤笑ヲ買フニ過ギザルベシ」²⁹⁾ というジレンマに立たされた。

ここにおいて憲政史編纂会はあらためて編纂方針を今後の10年計画に編成し直し、その計画遂行のための職員充実費用として予算の新規増額を要求した。先に紹介した昭和14年後半作成と推定される「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」によれば、10年計画の内容はつぎの通りである。

今後の5年	史料の収集，その副本および稿本の完成
その後の2年	これらの整理
最後の3年	執筆編纂

この10年計画の遂行のためには職員の充実が不可欠であり、従来の編修方針であった憲法定史、議会史、政党史の三部門のそれぞれについて担当職員を増強することを要求した。内容は現在の委員3名（月給150円1名、無給2名）、嘱託3名（90円1名（庶務）、50円2名）、雇員5名（45円1名、42円4名）、タイピスト1名（25円）の陣容に対し、新たに委員2名（月給120円）、嘱託1名（50円）、雇員4名（42円）、タイピスト1名（30円）の増員を要求し、全体としては委員5名のうち有給の委員3名を編修担当者として各部門に1名づつ置き、これに助手（嘱託）1名、雇員3名宛を配し、別に庶務1名、タイピスト2名を置く、という構想であった。

このための人件費として給与計5,856円および年末賞与、増員に伴う旅費300円、史料購入費200円、謄写料200円、タイプライター購入費などを予算として新規要求した³⁰⁾。

もちろん要求はそのまま承認されることはなかったが、昭和15年度から予算が5,000円から一挙に15,000円の3倍に跳ねあがった。職員数についても、雇員3名タイピスト1名が増員され、尾佐竹委員長は「事務ノ進程面目ヲ一新スルヲ得タリ」³¹⁾と喜んだ。

それにしても日中戦争の戦時下に、憲政史編纂事業のようないわば不急不要な事業に何故3倍もの予算が認められたのか、その後も太平洋戦争下の昭和18年度まで、若干の節約減を受けたとはいえ、何故継続して予算を確保できたのか（前項「予算の変遷」pp.10-11参照）、まことに不思議なことといわねばならない。

3 その後の事業活動

予算人員ともに充実した憲政史編纂会はその後どのような活動をしたか。果たして「事務ノ進程面目ヲ一新スル」ことができたか。それを物語る唯一の公的資料として、憲政史編纂事務の概況に関する昭和16年1月10日付けの「報告書」が残されている。尾佐竹猛委員長から理事長である大木操書記官長に対して提出された文書である。

同報告によれば、憲政史編纂会の事務開始より昭和15年12末日までに副本作成が完了したものは、つぎの通りである。

副本 甲（黒田・大木・寺島・井上・西・大森など）	230部	253冊
副本 乙（伊東）	226部	245冊
合計	456部	498冊

また談話筆記も継続して実施され、安達謙蔵、木下謙次郎、若槻礼次郎などを加えて、合計17名54回に達した³²⁾。

しかし、この数字を予算増額前の昭和14年7月における事務開始後2年間の業績数字346部422冊と比べてみると、その後の1年半の期間における増加分は副本作成は僅かに110部76冊、談話筆記は3名14回に過ぎず、この点から、予算・人員ともに格段に増加したにもかかわらず、業績はきわめて不振であったものと想像される。

昭和14年の報告の際は「過去二年ニ渉ル業績トシテハ或ハ多少ノ遺憾ナキ能ハザルモ……相当程度ノ事績ヲ挙ゲタリト言フモ過言ニアラザルベシ」と自讃する余裕があったが、今回はさすがに委員長も「過去三箇年半ニ渉ル業績トシテハ或ハ遺憾ナキ能ハズトモ雖モ……亦已ムヲ得ザルトコロナルベシ」と弁解するに留まった。

そればかりではない。史料収集は憲法制定史部門以外の議会史・政党史部門は今後によく残されたままであった。稿本の作成にいたっては全部門ともに先の見込みがまったくついていなかった。報告書は「今後ハ一面史料ノ蒐集ニ努ムルト共ニ他面稿本ノ作成ニ主力ヲ傾注シ以テ予定計画ノ通り記述編纂ノ段階ニ到達センコトヲ期

ス」³³⁾と空しい決意のほどを披歴して終わっている。

衆議院事務局は憲政史編纂にある程度の時間がかかることは覚悟していたにせよ、資料の収集に専念して憲政史作成のメドがまったく立たない憲政史編纂会の進捗状況に対しては、当然かなりの不満を持っていた。とりわけ渡辺幾治郎氏や鈴木安蔵氏たちが、収集した史料を使ってさかんに外部に論文を書いたことが響響を買った。事務局とはこうした摩擦が生じたが、尾佐竹委員長は断固として自分の方針を貫いたという³⁴⁾。

4 憲政史編纂会の終了

その後の憲政史編纂会の活動について知る材料はほとんどない。わずかに憲政史編纂会の収集資料が衆議院事務局から国立国会図書館に移管されたときに、その移管業務に当たった国立国会図書館一般参考局坂田精一氏が細野孝一局長に提出した「業務の現況報告並に計画案」(控)の記述があるのみである。

この坂田報告からそのまま引用しよう。

同会〔憲政史編纂会〕は創設以来活動の重点を専ら資料の収集に指向して来たが、太平洋戦争開始後不要不急の事業として行政整理の対象中に含まれるに至り、職員も次第に減少して、遂に同会は解散(年月は調査中〔ママ〕)の運命に至った。

昭和19年4月よりこの事業は衆議院事務局調査課によって再び取り上げられ、尾佐竹氏が顧問囑託として迎えられたが、その活動は極めて消極的で、事実上既蒐集資料の保管に止まった³⁵⁾。

憲政史編纂会は昭和15年度より予算も人員も大幅に伸びて、新たな憲政史編纂に向けての努力を確認したときに、不幸にも太平洋戦争が勃発、坂田報告のいうように事業の規模縮小を余儀なくされ、結局憲政史編纂会は「解散」となったらしい。その際憲政史編纂会規程の廃止など、どのような手続がとられたのか、まだ確認できていない。

坂田報告では憲政史編纂会解散の時期は「調査中」のままになっているが、筆者の推定では、前述のとおり予算および職員数資料から見て、昭和18年度一杯つまり19年3月末ではなかったろうか。そしてその残務を同年4月から衆議院調査課が担当し、尾佐竹氏をあらためて同課の囑託に任命したものと思われる。坂田報告では、事実上既収資料の保管に止まった、とあるが、この間も副本作成など資料整備の作業は継続して行われていたらしく、坂田報告の昭和23年4月の時点で製本済み資料は811冊に増加している。

なお坂田報告の原資料には、衆議院事務局調査課が担当したことについて、「特に分課規程所管事項としてはなきも憲政調査の中に包含さる」という注記があるが、正確には衆議院事務局分掌規程(昭和17.11.2決定)のうち第8条調査課の第4項「議院制度ノ他必要ナル事項ノ調査研究」を適用したものと思われる。

その後新国会になるとともに、昭和22年5月事務局内に調査部が設けられ、この事業は同部第一課に引き継がれた。しかし坂田報告によれば、すでに尾佐竹氏が没した後であって、全く資料の保管のみにとどまった。

かくして憲政史編纂会は昭和12年5月25日に発足して以来、憲政史の編纂著述は遂にその緒につくことがなかったが、しかしながら多くの一級史料を戦後の新たな日本近代史研究のために残して閉幕した。そしてそれらの成果はやがて国立国会図書館の憲政資料室へと受け渡されることになった。その数、700余部1,000余冊、そのすべては同室の『憲政史編纂会収集文書目録』に収められている³⁰⁾。

- 1) 衆議院・参議院『議会制度百年史 資料編』(平式2) pp.295-296
- 2) 『第七十回帝国議会衆議院公報』第1号(11.12.23), 第5号(12.1.19), 第17号(12.2.20)
- 3) 憲法発布五十年記念祝典委員会『憲法発布五十年式典ニ関スル書類』(13.2) [衆議院憲政記念館蔵]
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) 稲田正次・小西四郎・鈴木安蔵・深谷博治・(司会) 大久保利謙「座談会 維新史研究の歩み第6回——明治憲政史を中心として——」『日本歴史』251号(44.4) pp.89-90
- 7) 大久保利謙「憲政記念館と憲政資料室・国立公文書館——大正以降のわが国憲政史研究の回顧——」衆議院憲政記念館『憲政記念館の二十年』(平成4)所収, p.15
- 8) 「憲政史編纂会ニ関スル件」祝典委員会『書類』所収
- 9) 後述, p.60
- 10) 祝典委員会『書類』
- 11) 「憲政史編纂会ニ関スル件」
- 12) 憲政史編纂会「報告書」(16.1.10) [国立国会図書館憲政資料室蔵]
- 13) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」, p.15
- 14) 大久保利謙「私の近代史研究(続)」『日本歴史』405号(57.2) p.65
- 15) 国立国会図書館政治史料課「大久保談話録音」第4回(63.1未公開), pp.22-24
- 16) 稲田ほか「維新史研究」, p.90。ただし大久保氏は藤井甚太郎氏もときどき姿を見せていたという(「憲政記念館と憲政資料室」p.15)。
- 17) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」p.15
- 18) 鈴木安蔵『憲法学三十年』(42), pp.142-144
- 19) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」, pp.15-16
- 20) 桑原伸介氏(憲政資料室前職員)の言葉、『大久保談話録音』第4回, pp.45-46
- 21) 「憲政史編纂会ニ関スル件」
- 22) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第1冊(18.10.20) [参議院事務局蔵]
- 23) 憲政史編纂会「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」国立国会図書館一般考査局『憲政史料関係業務上参考綴』(23.4)所収 [国立国会図書館憲政資料室蔵]

ちなみに当時(昭12)の公務員の初任給は75円、銀行員70円であった(週刊朝日編『値

段の明治大正昭和風俗史』「統」および「統統」)。

- 24) 「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」および「報告書」
- 25) 帝国議会『予算書各目明細書』および衆議院事務局『衆議院報告』所収の「本院経費」
- 26) 衆議院憲政史編纂会「憲政史編纂事務状況ノ概要」(14.7) [国立国会図書館憲政資料室蔵]。句読点は筆者。
- 27) 同上
- 28) 同上
- 29) 「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」
- 30) 同上
- 31) 「報告書」
- 32) 同上
- 33) 同上
- 34) 『大久保談話録音』第4回, pp.22, 52
- 35) 「憲政史資料係提出 業務の現況報告並に計画案」(23.4.26) 国立国会図書館一般考査局『憲政史料関係業務上参考綴』所収
- 36) 国立国会図書館『憲政史編纂会収集文書目録』(35)「緒言」

第二部 貴族院五十年史編纂掛の沿革

一 貴族院五十年史編纂事業計画

1 貴族院五十年史の編纂計画

貴族院五十年史の編纂事業は、衆議院の場合と同様に憲法発布五十年記念事業として計画されたもので、そのために設置された組織が貴族院五十年史編纂掛である。

衆議院側の憲政史編纂事業と対抗する形で、しかしそれに少し遅れて、貴族院は華族制度を軸とした貴族院五十年史の編纂を計画した模様であるが、貴族院五十年史編纂掛が実際にスタートできたのは憲政史編纂会の発足から約1年半遅れた昭和13年11月であった。

貴族院五十年史編纂掛の編纂主任であった深谷博治氏は、当時の状況を「いまじゃ想像もできないくらい貴族院と衆議院とは、対抗意識が強かったのです。衆議院のほうに憲政史編纂会ができた以上は、貴族院のほうでも対抗上、これに類する仕事をやらなければならないということになったらしいのです¹⁾」と回想している。

当初貴族院当局としては衆議院の憲政史編纂会と相似した「憲政史編纂委員会」や「貴族院五十年史編纂会」の設置を考えていたらしく、その計画案が残っている²⁾。

前者は役員としてつぎを予定していた。

憲政史編纂委員会

理事長	貴族院書記官長
理事	議事課長 庶務課長

委員長 貴族院議員
委員 貴族院議員若干名
書記

また後者はつぎのようであった。

貴族院五十年史編纂会規程（案）

- 第1条 憲法発布記念事業トシテ貴族院五十年史編纂ノ為貴族院事務局内ニ貴族院五十年史編纂会ヲ置ク
- 第2条 貴族院五十年史編纂会ニ委員長一名及委員若干名ヲ置ク
- 第3条 委員長及委員ハ書記官長之ヲ委嘱シ貴族院五十年史料ノ蒐集及編纂ヲ掌ル
- 第4条 貴族院五十年史編纂会ニ関スル庶務ハ貴族院事務局調査課ニ於テ之ヲ管掌ス

しかし最終的にはこうした編纂のための特別の組織を設置することなく、貴族院事務局内部の編纂事務取扱として編纂事業は処理されることになった。

2 尾佐竹猛氏の貴族院史編纂掛の構想

貴族院五十年史の編纂事業が、おなじ憲法発布記念事業であるにもかかわらず、なぜ衆議院のそれよりも1年半も発足が遅れたのか、また衆議院の憲政史編纂会と一対となる編纂委員会制度を事務局が用意していたにもかかわらず、なぜそれが実現しなかったのか、そして結局衆議院側の編集責任者である尾佐竹猛氏をなぜそのまま貴族院側の編集責任者に据えることになったのか、まことに不可解な点が多い。

筆者はいまこれらの疑問に答える材料を持ち合わせてはいない。しかし、ひとつの鍵として、既に紹介した尾佐竹氏の議会史編纂に寄せた強い期待を考えると、尾佐竹氏としては衆議院史のみでなく貴族院史を含めた議会史全体を統一的に把握しようとして、双方の編纂長を希望したのではないか。貴衆各院の独立制が厳しく実行される議会のなかで、頭がひとつで胴体がふたつという異例な組織が成立したのも、そのためではなかったろうか。

こうした尾佐竹氏の意思と熱意の現れと思われるのが、当時の貴族院書記官長小林次郎氏の文書中に残されている尾佐竹氏自筆の貴族院史編纂掛に関するメモ³⁾である。この三越製の書簡箋5枚に墨書されたメモは、小林氏の依頼に答えて提出されたものか、自ら積極的に献策したものか不明であるが、昭和13年10月頃作成され、小林氏の手もとに届けられたものと推定される。恐らくそれまでに両者のあいだでは何度か意見の交換がされていたはずで、これは尾佐竹氏の最終案であったと思われる。そして、まさにこのメモの通りに、貴族院五十年史の編纂体制が実現した。

この尾佐竹メモはつぎの通りである。

名 称 貴族院史編纂掛
 年 度 第一期ハ少クトモ五ケ年ヲ要スルコト 引続キ第二期第三期事業ト
 シテ継続ノ予定アリタキコト
 事 業 史料蒐集ヲ第一トシ次ヒテ編纂ニ従事スルモ公刊カ否カハ時期ヲ観
 テ決スルコト
 先ツ貴族院前史トシテ貴族間ニ於ケル憲政思想發達ノ史実ヨリ出發
 スルコト
 衆議院憲政史編纂會ト協同動作ヲ執リ成ルヘク冗費ヲ節約スルコト
 相互ニ補助便益ヲ与フベキコト
 編 纂 長 尾佐竹 [名は省略されている]
 編 纂 主 任 深谷博治 (月手当百二十円) 但シ発令ハ來月ノコト
 編 纂 嘱 託 大久保利謙 (明治大学講師文学士 利武侯令嗣 目下帝国学士院六
 十年史編纂ニ従事中 前ニ帝国大学五十年史編纂主任ニシテ史学関係
 ノ事業並ニ編著多シ)
 編纂長秘書 鈴木安藏 (月手当五十円)
 編 纂 嘱 託 林 茂 (月手当四十円)
 助 手 1名 (月手当五十円)
 属 1名
 筆 耕 4名
 給 仕 1名
 タイピスト 1名 (タイプライタヲ備付ケラレタシ)

そのほか備品についても、椅子卓、金庫、書棚、凶書カード箱、電話、帽子掛、新聞雑誌など細かく物品を指定してある。

編纂事業に関してこのメモで注目される点をまとめると、(1)組織は編纂掛である(2)3期にわたる(10年あるいはそれ以上と推察される)ような長期事業である(3)史料収集が第一の事業で、貴族院史の編修は第二である(4)貴族院を衆議院と別個独立的に扱わず、広く憲政思想のなかに取り込んで扱おうとしている(5)憲政史編纂會と相互に協力する、などの諸点であろう。

なお尾佐竹氏が編纂委員会方式でなく編纂掛方式としたのは、衆議院での一年半余の経験から、理事長に対する業務状況報告など面倒な義務を避けたかったからではないだろうか。

編纂長秘書鈴木安藏とあるのは、鈴木氏は先述のように、この頃出版法違反のかどで憲政史編纂會を辞任したあとであったので、尾佐竹氏が鈴木氏処遇のために編纂長秘書の名目を考案したものと思う。しかし、さすがにこれは表向き通らなかつたらしく、既述したように憲政史編纂會のほうで実質的に面倒をみた。

二 貴族院五十年史編纂掛の編成

1 事務取扱規程と貴族院五十年史編纂掛の発足

貴族院五十年史編纂のための組織は、ほぼ尾佐竹氏の構想をそのまま制度化したものであった。まず貴族院五十年史編纂事務取扱規程を制定し、それにしたがって新たに事務局調査課に貴族院五十年史編纂係を設置し、同時に同課付きの嘱託を発令して、この両者で貴族院五十年史編纂掛を構成した。

貴族院五十年史編纂事務取扱規定はつぎの通りである⁴⁾。

貴族院五十年史編纂事務取扱規程

第1条 憲法発布五十年記念事業トシテ貴族院五十年史編纂ノ為貴族院調査課内ニ貴族院五十年史編纂係ヲ置ク

第2条 貴族院五十年史編纂係ニ嘱託若干名ヲ置ク

第3条 嘱託ハ貴族院五十年史料ノ蒐集及編纂ヲ掌ル

この規程にしたがって、貴族院事務局は昭和13年8月11日貴族院事務局分課規程の第7次改正を行って、調査課の事務に新たに「貴族院五十年史編纂ニ関スル事項」を加え（第4条ノ2第5号）、同課に貴族院五十年史編纂係を置いた。

ついで昭和13年10月20日付で尾佐竹猛氏に「貴族院五十年史編纂事務ヲ嘱託ス」の辞令が、また11月14日付で深谷博治、大久保利謙、林茂、宗京獎三の各氏4人に「貴族院五十年史編纂事務ヲ嘱託ス 但調査課勤務」の辞令が交付され、ここに「貴族院五十年史編纂掛」が組織され、貴族院五十年史編纂事業がその緒に就いた。嘱託のほかには雇を多数調査課員に採用して書写や庶務などの作業に当たらせた⁵⁾。（事務局調査課の事務分掌としては「係」を用い、嘱託を中心とした実質的編纂組織に「掛」を使っている）。

尾佐竹氏は衆議院憲政史編纂会委員長と兼ねて貴族院五十年史編纂長の職に就いた。深谷氏は宮内省の「明治天皇紀」編纂の仕事から、尾佐竹氏の引きで貴族院五十年史編纂主任になった。林氏は憲政史編纂会嘱託（12.6.10発令）からの移籍である。

職場は最初は貴族院調査部の部屋のなかの一隅を使ったが、のちに旧貴族院書記官長官舎（虎ノ門）に移った⁶⁾。

2 予算と嘱託

予算は積算の基礎はやや違うが、つねに憲政史編纂会とまったく同額の予算がついた。既述のごとく、貴族院五十年史編纂諸費として概略で昭和13、14年度は5,000円、15年度から18年度まで15,000円（節約前の額）が6年間継続して認められた。その総額は66,646円であった。

貴族院五十年史編纂掛に委嘱された嘱託の発令および解任についてまとめて記しておこう⁷⁾。

嘱託発令

同 解任

尾佐竹 猛	13.10.20	?
大久保 利 謙	13.11.14	18. 9.17
深 谷 博 治	13.11.14	18. 4.30
(18.5.3嘱託再任)		
林 茂	13.11.14	18. 1.13
宗 京 癸 三	13.11.14	17. 4.30
戸 沢 勝太郎	15. 8.21	16.10. 8
花 房 崎太郎	15. 8.21	18. 4.10死去
山 岸 文 夫	15. 9.26	16. 4.15
建 部 和 義	17. 9. 4	?
小 沢 三 郎	17.10.15	?

- (1) 尾佐竹氏から宗京氏までの5名が初期の五十年史編纂掛嘱託である。
- (2) 深谷氏は16年から早稲田大学に戻ったが嘱託の身分は続いた。深谷氏の代わりに編纂掛に入ったのが小沢三郎氏である。小沢氏は五十年史編纂事業の最後の嘱託で、戦後までひとり収集史料の保管整理に当たった。
- (3) 戸沢氏以下は貴族院事務局古参職員などを嘱託として処遇したものの。

二 貴族院五十年史編纂掛の事業活動

1 貴族院五十年史編纂方針

貴族院五十年史の編纂方針は発足当初に詳しい内容のものが作成された。

貴族院五十年史編纂方針⁸⁾

貴族院五十年史は、前記・正記に大別して編纂せんとす。前記は貴族院制度成立の基礎的事項を徹底的に究明し、以て我が国貴族院制度の特質を明かにせんことを目的とす。正記は明治二十三年以降約五十年間に於ける貴族院を中心として観たる憲政発達の実際を調査叙述し、以て将来我が国憲政運用の一指針たらしめんことを期す。

右の方針に拠り調査研究せんと欲する事項左の如し。

前 記

- 一、華族制度の歴史的研究
- 二、華族及び官僚の政治思想・政治運動の歴史的研究 (特に反対派的運動としての自由民権運動、国会開設運動、初期の政党運動との関連に於いて)
- 三、元老院の研究
- 四、憲法及びその付屬法典、特に貴族院令、議員法等の成立過程の研究
- 五、華族議員制度、勅選議員制度、多額納税者議員制度の研究
- 六、貴族院と皇室、内閣、枢密院、衆議院との関係の法制的、歴史的研究
- 七、外国上院制度の我が貴族院制度の及ぼしたる影響の研究

正 記

- 一、第一議会以来各議会に於ける貴族院の動向の研究
- 二、右貴族院の動向に対する世上の批判の研究
- 三、貴族院各会派の動静、有力なる貴族院議員の政治的活動の調査
- 四、貴族院改革問題の歴史的研究

但し、差当り「前記」に重点を置きて調査研究を進め、漸次「正記」に及ぼさんとす。而して、右調査研究、編述の方法、順序等大略左の如し

- 一、年表作製
- 二、資料蒐集、副本作製
- 三、文献蒐集及び文献目録の作製（文献蒐集は調査課及び図書室と協力）
- 四、政界故老の談話聴取（貴族院憲政史編纂会と協力、速記録作製）
- 五、資料稿本の編纂
- 六、貴族院五十年史執筆
- 七、貴族院事務局史執筆

（備考）一は第一に着手し、二～五はこれに次ぎて併行的にこれを行ひ、六、七は一～五の略々成りたる上にて着手す。

昭和十三年十一月

貴族院五十年史編纂長 尾佐竹 猛
貴族院五十年史編纂主任 深谷 博治

現在の時点に立ってみても、計画内容は綿密周到、それぞれの項目はすべて肯綮に当たっていて、間然するところがない。さすがに大家の組んだ編纂方針である。とくにわが国の貴族院制度の研究に関して、自由民権運動などの反対派運動からの視点、外国上院制度との比較研究、一般世論の動向の研究などを指摘していることは、尾佐竹氏らの方法論的先見性において注目されてよいであろう。貴族院の研究がほとんど存在していない現在、この計画にしたがって貴族院史が完成していたならば、日本の近代史研究における貴重な業績となっていたに違いない。

2 その後の事業活動

貴族院五十年史編纂掛の活動の実際はどのようなものであったか、その点、憲政史編纂会の場合のような事業報告書が見当たらないので、詳細は不明であるが、囑託であった大久保利謙氏の話によって、十分に実情を窺い知ることができる。

「貴族院五十年史」は尾佐竹先生が委員長〔編纂長の誤り〕で深谷君が主任、私が添役、この二人のほかには写生者が何人かいました。……私の役はもっぱら史料集めで、これは、私が貴族院方面にコネがあるだろうというわけからでしょう。だから毎日には行かない。本務は当時、「学士院史」で、そっちには毎日通って原稿を書いていました。それでまず大木喬任と黒田清隆の文書を借りた。……この二

家文書を借りて、深谷君が内容を調査して、必要な文書を選んで写字へ廻す。原本は、写字が終ると校正して返却するのです。

「五十年史」は、たしかこの二家文書の写字で終わった。執筆は未だしていません。尾佐竹委員長も全く姿を見せない。私が出た間には、執筆上の編輯方針などの相談は何もなかった。だから執筆の準備もしていないはず。「貴族院五十年史」がはじまった頃に、深谷君はやはり尾佐竹さんらの下で『伊藤博文伝』の執筆で忙しかった。そのうちに戦争が苛烈となり、深谷君は母校の早稲田大学の方へ行ってしまったから、「五十年史」は何もしないうちに開店休業に終わってしまったといっている。私の役目もそれだけで尻きれで終わってしまったのです⁹⁾。

史料を収集しただけで約5年間何も書かないので、事務局との間で摩擦が生じたのは当然である。衆議院の憲政史編纂会についても同様の事情があったが、貴族院事務局のほうは、いっそう具体的に貴族院五十年史編纂掛という名前をつけ、「全く貴族院の歴史を書くような心構えで始めた」経緯があり¹⁰⁾、それだけ批判も強かったであろう、編纂主任の深谷氏が弁明書を提出するという一幕もあった¹¹⁾。

このような状態のまま、前項の予算の所で述べたように、昭和18年度予算が切れる頃までには、小沢三郎氏を残してすべて囑託が去り、貴族院五十年史編纂掛は開店休業となった。あとは小沢氏のもとで細々と残務の整理と史料保管がなされた¹²⁾。

現在憲政資料室所蔵の貴族院五十年史編纂掛の一部文書のなかに、『控簿』と称された史料筆写の作業簿が残されている¹³⁾。それによると、「桂公爵家文書・書簡」(台本出所深谷博治14年10月作製)を第1号として、戦時中は「植木枝盛論集」(19年9月作製)をもって終了している。その後記録は一挙に戦後の昭和21年に飛び、「枢密院会議筆記」(憲政史編纂会より転写21年4月作製)、「伊東巳代治文書・議院法案(十四)」(台本出所尾佐竹猛21年12月作製)、「議會ノ言論ニ於テ勅語ノ引用ニ関スル件」(台本出所尾佐竹猛21年12月作製)の3点を記載して記録はすべて終結している。通し番号による最終史料番号は510号であった。

作製史料の多くが憲政史編纂会からの受贈や転写であるが、すくなくとも貴族院事務局は戦後まで貴族院五十年史編纂の意思を捨てていなかったことがわかる。恐らく前述のように昭和18年度をもって予算は終了しているので、そこで一度作業が中断され、戦後になって五十年史完成のため再び開始されたものであろう。

制度的には戦後参議院になっても調査部第二課に貴族院史編纂事務は継承され、調査部廃止後はさらに総務部資料課に引き継がれた。したがって、この旧貴族院五十年史編纂掛による収集史料もその後長く参議院資料課に収蔵されることになった。後年その半数近くの218点の史料が憲政資料室に移管され、目録が昭和41年2月に作成されている。

1) 稲田ほか「維新史研究」p.90

2) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第1冊(18.10.20) [参議院事務局蔵]

- 3) 「小林次郎文書」[尚友クラブ蔵]
- 4) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第1冊
- 5) 同上
- 6) 稲田ほか「維新史研究」pp.90-91, 『大久保談話録音』第4回 pp.30-31
- 7) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第1冊
- 8) 「小林次郎文書」
- 9) 大久保「私の近代史研究」 pp.67-68
- 10) 稲田ほか「維新史研究」 p.91
- 11) 『大久保談話録音』第4回 p.54
- 12) 大久保「私の近代史研究」p.75
- 13) この帳簿は無題であるが、内部の記事中に「控簿」の字があるので仮にそう呼ぶ。
(にのみや・さぶろう 元調査及び立法考査局専門調査員)